

倫理委員会規則

制定 2023年8月24日

第1条 本委員会は、教育学の研究・教育における倫理的な問題に関する以下の活動を行う。

- ① 本会が定める倫理綱領の周知、徹底および適宜の改訂
- ② 本会が定める個人情報保護ガイドラインの周知、徹底および適宜の改訂
- ③ 個別の倫理的な問題に関する質問および相談への対応
- ④ その他、法人理事会が特に必要と認めた活動

第2条 本委員会は、会員中より選ばれた下記の各号の委員をもって構成する。

- ① 法人理事会の議を経て会長が委嘱する委員長（委嘱時の理事(法人理事)）1名
- ② 委員長が候補者を推薦し、法人理事会の議を経て会長が委嘱する副委員長1名および委員5名以内

第3条 第2条第2号に定める委員は、年齢・性別・専門分野・地域等のバランスに配慮して選任する。

第4条 委員全員の氏名を機関誌およびホームページで公表する。

第5条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とする。

- 2 委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 3 副委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 4 委員は、原則として2年を超えてその職に就くことができない。但し必要とする場合はその限りでない。

第6条 委員長は、必要に応じ弁護士その他の非会員の専門家を臨時委員として委嘱することができる。臨時委員の委嘱および任期等については、理事会の承認を要す。

第7条 委員長、副委員長および委員の交替は、新理事会発足後すみやかに行う。

第8条 委員長は、倫理委員会を代表し、法人理事会および学会理事会に委員会の活動を報告し承認を得る。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第9条 委員長、副委員長、委員および臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第10条 本規則の改正は、法人理事会がこれを行う。

附則1 本規則は、制定の日から施行する。

附則2 第5条の定めにかかわらず、本規則施行後最初に委嘱される委員の任期は、次回大会後に、次期の委員会が発足するまでとする。